

## 教室会議 規約

名城大学理工学部環境創造学科に教室会議を置く。教室会議の活動については、以下のように定める。

1. 教室会議の目的;本学科の運営に必要な事項を審議する。
2. 教室会議の構成;教室会議の構成は、在籍する全教員(教授、准教授、助教授、助教、講師、助手)とする。
3. 学科長の選出;学科長は教授の中から、構成員の選挙で選出する。学科長の任期は2年とし、連続して再任はしない。また、学科長選挙の際、候補者の票が同数となった場合は、年長者を当選とする。学科長は、事情があれば交代または退任も可とする。
4. 教室会議の開催;教室会議は学科長が召集し、その議長となる。
5. 教室会議の協議内容;教室会議における協議内容は、以下のとおりである。
  - 1) 学部から付託された検討事項。
  - 2) 教育・研究に関する報告および審議事項。
  - 3) 学科の人事に関する事項。
  - 4) その他
6. 教室会議の記録;教室会議の議事録は毎回作成し、学科事務室に保管するとともに、開示する。
7. 付則;
  - 1) この規約は、平成20年6月5日よりこれを施行する。